

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（通達）の一部改正について

令和元年6月
経済産業省製品安全課

1. 概要

電気用品の技術上の基準を定める省令（平成25年経済産業省令第34号。以下「技術基準省令」という。）に定める技術的要件を満たすべき技術的内容を具体的に示したものと、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商局第3号）を定め、この解釈の別表第十二において、国際規格等に準拠した規格として、技術基準省令に整合する公的規格を整合規格として示している。

今般、迅速に最新の国際的な技術動向を反映させるため、既に採用済みのJISの最新版への見直し等を行う。

2. 改正の内容

(1) 改正方針

国際規格（IEC規格）に準拠したJIS等の規格・基準を取り入れることで、より一層の国際統合化を図るよう現行規格を改正する。

(2) 改正する規格の数： 25規格

改正区分	基準数
① 採用済のIEC規格に準拠したJISを、より新しい版に置き換えるもの	19
② 未採用のJISを、新たに採用するもの	5
③ 採用済のIEC規格に準拠した暫定規格を、新たに制定されたJISに置き換えるもの	1

(3) 猶予期間経過により削除する規格の数： 19規格

3. 今後のスケジュール

(1) パブリックコメント：7月上旬開始予定（30日間）

(2) 改正：8月以降予定。ただし、改正から3年間は、なお置き換える前のJIS規格又は別紙によることができるものとする。（J60065(H29)は有効期間1年間、）

技術基準省令解釈通達(別表第十二)へ採用する整合規格(JIS等)(案)

資料2別添1

	改正基準番号	整合規格 (JIS等)	対応IEC規格	表題	現行基準番号	現行本文
1	J60065(2019)	JIS C 6065:2016+ 追補1(2019)	IEC 6065 第8版 (2014)Corrigendum1/2	オーディオ, ビデオ及び類似の電子機器－ 安全性要求事項 (追補1)	J60065(H29)	JIS C 6065:2016
2	J60309-1(2019)	JIS C 8285:2018	IEC 60309-1 第4版 (1999),Amd.No. 1(2005),Amd.No. 2(2012)	工業用プラグ, コンセント及びカプラ	J60309-1(H23)	JIS C 8285:2010
3	J60320-1(2019)	JIS C 8283-1:2019	IEC 60320-1 第3版(2015)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー 第1部:一般要求事項	J60320-1(H26)	JIS C 8283-1:2012
4	J60335-2-21(2019)	JIS C 9335-2-21:2019	IEC 60335-2-21 第6版(2012)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-21部:貯湯式電気温水器の個別要求事項	J60335-2-21(H20)	JIS C 9335-2- 21:2005
5	J60335-2-25(2019)	JIS C 9335-2-25:2019	IEC 60335-2-25 第6版 (2010),Amd.No. 1(2014),Amd.No. 2(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-25部:電子レンジ及び複合形電子レンジの 個別要求事項	J60335-2-25(H20)	JIS C 9335-2- 25:2003
6	J60335-2-31(2019)	JIS C 9335-2-31:2019	IEC 60335-2-31 第5版 (2012),Amd.No. 1(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-31部:レンジフード及びその他の 調理煙換気装置の個別要求事項	J60335-2-31(H20)	JIS C 9335-2-31:2005
7	J60335-2-35(2019)	JIS C 9335-2-35:2019	IEC 60335-2-35 第5版 (2012),Amd.No. 1(2016)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-35部:瞬間湯沸器の個別要求事項	J60335-2-35(H20)	JIS C 9335-2-35:2005
8	J60335-2-80(2019)	JIS C 9335-2-80:2019	IEC 60335-2-80 第3版(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-80部:ファンの個別要求事項	J60335-2-80(H20)	JIS C 9335-2-80:2006
9	J60335-2-90(2019)	JIS C 9335-2-90:2019	IEC 60335-2-90 第4版(2015)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-90部:業務用電子レンジの個別要求事項	J60335-2-90(H20)	JIS C 9335-2-90:2003
10	J60335-2-J4(2019)	JIS C 9335-2-204:2019	—	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-204部:床上で用いる足下暖房用 電熱ボードの個別要求事項	—	—

11	J60669-2-1(2019)	JISC 8281-2-1:2019	IEC60669-2-1 第4版(2002), Amd.No.1 (2008), Amd.No.2(2015)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチー 第2-1部:電子スイッチの個別要求事項	J60669-2-1(H26)	JISC 8281-2-1:2012
12	J60730-1(2019)	JISC 9730-1:2019	IEC60730-1 第5版 (2013),Amd.No. 1(2015)	自動電気制御装置ー 第1部:一般要求事項	J60730-1(H23)	JISC 9730-1:2010
13	J60730-2-6(2019)	JISC 9730-2-6:2019	IEC60730-2-6 第3版(2015)	自動電気制御装置ー 第2-6部:機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項	J60730-2-6(H23)	JIS C 9730-2-6:2010
14	J60730-2-7(2019)	JISC 9730-2-7:2019	IEC60730-2-7 第3版(2015)	自動電気制御装置ー 第2-7部:タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項	J60730-2-7(H23)	JIS C 9730-2-7:2010
15	J60838-1(2019)	JISC 8121-1:2019	IEC60838-1 第5.1版(2017)	ランプソケット類ー第1部:一般要求事項及び試験	J60838-1(H25)	JISC 8121-1:2011
16	J60884-1(2019)	JISC 8282-1:2019	IEC 60884-1 第3版 (2002),Amd.No.1(2006),Amd.No2(2 013)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー 第1部:一般要求事項	J60884-1(H28)	JIS C 8282-1:2010+追 補1 (2016)
17	J60974-10(2019)	JISC9300-10:2018	IEC 60974-10 第3版(2014), Amd.No.1(2015)	アーク溶接装置ー第10部:電磁両立性(EMC)要求事項	—	—
18	J61242(2019)	JISC 8284:2019	IEC 61242 第1版 (1995),Amd.No.1(2008),Amd.No2(2 015)	電気アクセサリー 家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール	J61242(H14)	別紙188
19	J61386-21(2019)	JISC 8461-21:2019	IEC 61386-21 第1版(2002)	電線管システムー第21部: 剛性(硬質)電線管システムの個別要求事項	J61386-21(H29)	JISC 8461-21:2016
20	J61386-22(2019)	JISC 8461-22:2019	IEC 61386-22 第1版(2002)	電線管システムー第22部: プライアブル電線管システムの個別要求事項	J61386-22(H29)	JISC 8461-22:2016
21	J61386-23(2019)	JISC 8461-23:2019	IEC 61386-23 第1版(2002)	電線管システムー第23部: フレキシブル電線管システムの個別要求事項	J61386-23(H29)	JISC 8461-23:2016

22	J61558-1(2019)	JISC 61558-1:2019	IEC 61558-1 第3版(2017)	変圧器,リアクトル,電源装置及びこれらの組合せの 安全性－第1部:通則及び試験	J61558-1(H26)	JISC 61558-1:2008+ 追補1(2012)
23	J62619(2019)	JISC 8715-2:2019	IEC 62619 第1版(2017)	産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム －第2部:安全性要求事項	—	—
24	J71001(2019)	JISC 3010:2019	—	電線及び電気温床線の安全に関する要求事項	—	—
25	J74001(2019)	JISC 8300:2019	—	配線器具の安全性	—	—

整合規格へ採用する JIS の概要

1 J60065 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 6065:2016+追補 1 (2019) オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器—安全性要求事項 (追補 1)
- ・適用範囲 : この規格は、主電源、電源装置、電池又は遠隔電力供給から給電するように設計し、かつ、オーディオ、ビデオ及び関連の信号を受信、発生、記録又は再生することを意図して設計した電子機器について規定する。
- ・電気用品名 : テレビジョン受信機、ラジオ受信機、その他の音響機器、電子楽器、電子応用遊戯器具など
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60065 第 8 版の正誤表が 2015 年及び 2016 年に発行されたことに伴い、「リチウムコイン (ボタン) 電池」を「コイン (ボタン) 電池」に置き換える等の改正を行った。

2 J60309-1 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8285:2018 工業用プラグ、コンセント及びカプラ
- ・適用範囲 : この規格は、直流又は 500 Hz 以下の交流で用いる、定格動作電圧が 1 000 V 以下で、定格電流が 800 A 以下の、主として、屋内又は屋外の工業用のプラグ、コンセント、電線カプラ及び機器用カプラについて規定する。
- ・電気用品名 : 差込みプラグ、コンセント、コードコネクターボディ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60309-1 第 4 版 (1999) 及び Amd. No. 1 (2005) に対して、Amd. No. 2 (2012) が追加発行されたことに伴い、適用範囲の定格動作電圧を「690 V 以下」から「1000 V 以下」、定格電流を「250 A 以下」から「800 A 以下」に変更する等の改正を行った。

3 J60320-1 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8283-1:2019 家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラ—第 1 部 : 一般要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、家庭用及びこれに類する用途で使用する主電源用の電気機器への接続を目的とした、接地極 (コンタクト又はピン) 付又は接地極なしの、2 極の機器用カプラの一般要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : 差込プラグ、コードコネクターボディ、器具用差込みプラグ
- ・主な改正内容 : 対応国際規格である IEC 60320-1 第 3 版 (2015) の発行、及び IEC 60320-2-2 の廃止が行われたことに伴い^{*}、「機器用相互接続カプラ」の要求事項の追加、「機器用カプラ」のスタンダードシート及びゲージの削除等の改正を行った。
^{*}IEC 60320 規格群は、IEC/SC23G において構成変更が行われ、「機器用相互接続カプラ」の規程 IEC 60320-2-2 を IEC 60320-1 に取り込むとともに、“一般要求事項”及び“スタンダードシート及びゲージ”をそれぞれ IEC 60320-1 と IEC 60320-3 に分割し、IEC 60320-2-2 を廃止する作業が行われた。

4 J60335-2-21 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 9335-2-21:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-21 部 : 貯湯式電気温水器の個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及びこれに類する目的で用いる機器であって、沸点温度未満で沸き上げる貯湯式電気温水器の安全性について規定する。
- ・電気用品名 : 電気温水器

- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-21 第 6 版(2012)が発行されたことに伴い、適用範囲に「沸き上げ用電熱ヒータユニット」を追加する等の改正を行った。

5 J60335-2-25(2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9335-2-25:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-25 部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及びこれに類する電子レンジの安全性について規定する。
- ・電気用品名：電子レンジ
- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-25 第 6 版(2010)、Amd. No. 1(2014)及び Amd. No. 2(2015)が発行されたことに伴い、対応国際規格の内容に合わせて全文見直しを図り、取扱説明書への記載要求として、「感電に対する保護がクラス 0I 機器の電子レンジの取扱説明書には、“感電の危険があるため、接地接続を必ず行わなければならない。”旨を記載しなければならない。」旨追記する等の改正を行った。

6 J60335-2-31(2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9335-2-31:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-31 部：レンジフード及びその他の調理煙換気装置の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が 250 V 以下で、調理用レンジ、こんろ及び類似の調理用機器の上、横、後ろ又は下に据え付けることを意図する電気レンジフード及びその他の調理煙換気装置の安全性について規定する。
- ・電気用品名：換気扇
- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-31 第 5 版(2012)及び Amd. No. 1(2016)が発行されたことに伴い、「用語および定義」に「下向き通風システム」を追加、それに伴う試験条件を追加、及び長期使用製品安全表示制度に対応するための要求を追加する等の改正を行った。

7 J60335-2-35(2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9335-2-35:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-35 部：瞬間湯沸器の個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及びこれに類する目的で用いる、水を沸点未満の温度に加熱することを意図する瞬間湯沸器の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電気瞬間湯沸器
- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-35 第 5 版(2012)及び Amd. No. 1(2016)が発行されたことに伴い、「用語及び定義」を見直し、表示の箇条で必要な予防措置情報の記載を追加する等の改正を行った。

8 J60335-2-80(2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9335-2-80:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—
第 2-80 部：ファンの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相の機器の場合には 250 V 以下、その他の機器の場合には 480 V 以下の家庭用及びこれに類する意図で用いるファンの安全性について規定する。
- ・電気用品名：扇風機、換気扇、送風機、電気乾燥機、サーキュレータ

- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-80 第 5 版 (2015) が発行されたことに伴い、適用範囲に「換気扇 (ダクト用換気扇等)」、「送風機 (中間ダクト用ファン等)」及び「サーキュレータ」を追加し、長期使用製品安全表示制度に対応するための要求を追加する等の改正を行った。

9 J60335-2-90 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9335-2-90:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-90 部：業務用電子レンジの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相の場合には 250 V 以下、その他の場合には 480 V 以下の庫内用ドアをもつ業務用電子レンジ (以下、電子レンジという。) の安全性について規定する。
- ・電気用品名：電子レンジ
- ・主な改正内容：併読する通則 JIS C 9335-1:2014 への対応を図るとともに、対応国際規格である IEC 60335-2-90 第 4 版 (2015) が発行されたことに伴い、対応国際規格の内容に合わせて全文見直しを図り、取扱説明書への記載要求事項を追加し、製品検査の試験に関する規定を追加する等の改正を行った。

10 J60335-2-J4 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9335-2-204:2019 家庭用及びこれに類する電気機器の安全性—第 2-204 部：床上で用いる足下暖房用電熱ボードの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が 250 V 以下の家庭用及びこれに類する機器で、床上で用いる足下暖房用の電熱ボードの安全性について規定する。
※ 電熱ボードとは、発熱素子を合成樹脂、木板、金属などで覆った板状のもので、柔軟性及び弾力性をもたない機器
- ・電気用品名：電熱ボード
- ・主な改正内容：適用範囲に従来含まれていた 0.5 m² を超える電熱マットについて、国内需要が無くなった状況を踏まえ削除した。

11 J60669-2-1 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 8281-2-1:2019 家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用スイッチ—第 2-1 部：電子スイッチの個別要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する用途の屋内用又は屋外用の、固定電気設備に取り付ける電子スイッチ及びそれに関連する電子式拡張ユニット (子器) に適用する。この規格の対象となる電子スイッチ及びそれに関連する電子式拡張ユニット (子機) は、JIS C 60364 (規格群) の規定による施設で使用する。
- ・電気用品名：点滅器、調光器
- ・主な改正内容：旧規格のデビエーションの多くは新規制定の JIS C 8300 (J74001) でカバーできるため、対応国際規格に合わせた最小限のデビエーションに止め、それ以外は削除した。
また、本規格と新規制定の JIS C 8300 との使い分けを明確にするため、適用範囲に、この規格の対象となる電子スイッチは JIS C 60364 シリーズの施設で使用されるものである旨追記した。

12 J60730-1 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9730-1:2019 自動電気制御装置—第 1 部：一般要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する用途の機器の中若しくはその表面、又はそれと共に用いる自動電気制御装置に適用する。
※ 自動電気制御装置とは、例えば、JIS C 9335 の規格群の適用範囲に含まれる機器に使用する制御装置。

商業用及び産業用であって、店舗、事務所、病院及び農場において、一般人が用いる機器のための自動制御装置も、この規格の適用範囲に含まれる。

※ 例えば、業務用の厨房器、暖房機及び空調機器の制御装置をいう。

- ・電気用品名: リモートコントロールリレー
- ・主な改正内容: 用語の定義を追記した(分離作動した制御機能、インテリジェントグリッドなど)
 - 電池を持つ場合について、制御機器の設計要求事項や、表示要求事項を追加した。また、工具なしで取り出せる電池を持つ場合は、回路短絡試験の要求を追加した。
 - クラスC機能制御システムについて、安全関連端子の電源を直接遮断するために、複数の切り替え素子を含むことを追加した。
 - インラインコード形制御装置に係る過負荷試験やCISPR11などの要求事項を追加した。

13 J60730-2-6(2019)

- ・採用するJIS: **JIS C 9730-2-6:2019 自動電気制御装置—**
 - 第2-6部: 機械的要求事項を含む自動電気圧力検出制御装置の個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、機器の中若しくはその表面、又はそれとともに使用する、定格ゲージ圧力が $-60\text{ kPa}\sim 4.2\text{ MPa}$ の自動電気圧力検出制御装置について規定する。
- ・電気用品名: 圧力スイッチ
- ・主な改正内容: 電子制御装置の異常動作時における安全性確認のための要求事項に、クラスB制御機能及びクラスC制御機能の要求を追加した。
 - ※ クラスB制御機能: 機器の不安全を防ぐことを意図する制御機能。この制御機能の故障は、直接危険な状況に至らない。例えば、温度制御器、圧力制御器
 - ※ クラスC制御機能: 機器内での爆発又は故障が直接機器に危険の原因となるような特定の危険を防止するように意図した制御機能。例えば、バーナー制御システム、密閉式給水システム(保護用排気なし)のための温度過昇防止装置

14 J60730-2-7(2019)

- ・採用するJIS: **JIS C 9730-2-7:2019 自動電気制御装置—**
 - 第2-7部: タイマ及びタイムスイッチの個別要求事項
- ・適用範囲: この規格は、暖房、空気調節及びこれに類する用途を含む、電気、ガス、油、固形燃料、太陽熱エネルギーなど、又はそれらを組み合わせて制御するタイマ及びタイムスイッチに適用する。
- ・電気用品名: タイムスイッチ
- ・主な改正内容:
 - 耐久性試験において、電球負荷及び蛍光灯負荷の代替となる合成負荷の特性を規定した。
 - 電子制御装置の異常動作時における安全性確認のための要求事項に、クラスB制御機能及びクラスC制御機能の要求を追加した。
 - ※ クラスB制御装置: 機器の不安全を防ぐことを意図する制御機能。この制御機能の故障は、直接危険な状況に至らない。例えば、温度制御器、圧力制御器
 - ※ クラスC制御装置: 機器内での爆発又は故障が直接機器に危険の原因となるような特定の危険を防止するように意図した制御機能。例えば、バーナー制御システム、密閉式給水システム(保護用排気なし)のための温度過昇防止装置

15 J60838-1(2019)

- ・採用するJIS: **JIS C 8121-1:2019 ランプソケット類—第1部: 一般要求事項及び試験**
- ・適用範囲: この規格は、照明器具などに組み込むことを意図した様々なタイプのランプソケット(一般照明用光源、映写用電球、投光照明用ランプ、街路照明用ランプなどを装着するランプソケット)の一般要求事項及びこれらのランプソケットに装着したランプの安全な使用を確認するための試験方法について規定する。
- ・電気用品名: その他のソケット

- ・主な改正内容：対応国際規格 IEC 60838-1 の最新版（2017 年発行の 5.1 版）の内容を反映。
 - 照明関係規格間での整合性を保つため、絶縁強調に関連する用語の定義を追加。
 - ランプソケットの分類毎に異なる要求事項を明確にするため、取付状態による分類に、部分強化絶縁及び外郭付強化絶縁ランプソケットを追加。
 - 新たな分類のランプソケットへの要求事項を追加。
 - 絶縁距離に関する二つの判定方法の使い分けを明確化。

16 J60884-1 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 8282-1:2019 家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセントー
第 1 部：一般要求事項
- ・適用範囲：この規格は、家庭用及びこれに類する用途の交流専用プラグ及び固定形コンセント又は可搬形コンセントで、定格電圧が 50 V を超え 440 V 以下、定格電流が 32 A 以下の接地極付き又は接地極なしで、屋内用又は屋外用のものについて規定する。この規格は、JIS C 60364（規格群）の規定による施設で使用する固定型コンセントに適用する。
- ・電気用品名：差込プラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクタボディなど
- ・主な改正内容：旧規格のデビエーションの多くは新規規定の JIS C 8300 (J74001) でカバーできるため、対応国際規格に合わせた最小限のデビエーションに止め、それ以外は削除した。
また、本規格と新規規定の JIS C 8300 との使い分けを明確にするため、適用範囲に、この規格は JIS C 60364 シリーズの施設で使用するものに適用するものである旨追記した。
プラグの耐トラッキング性の要求事項 (PTI：400V 以上、GRW：750°C) は対応国際規格では規定されていないが、安全性向上の横展開として追加した。

17 J60974-10 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 9300-10:2018 アーク溶接装置ー第 10 部：EMC 要求事項
- ・適用範囲：
 - ・この規格は、アーク溶接及び関連プロセスのために用いる装置の電磁両立性に関する次の要求事項及び試験方法について規定する。
 - a) 無線周波数 (RF) エミッションに対する要求事項及び試験方法
 - b) 高周波電流エミッション、電圧変動及びフリッカに対する要求事項及び試験方法
 - c) 静電気の放電を含む伝導及び放射による連続的及び過渡的な妨害波に対するイミュニティの要求事項及び試験方法
 - ・この規格のアーク溶接装置には、溶接電源及びワイヤ送給装置、冷却水循環装置、アーク起動装置、アーク安定化装置などの附属装置を含む。
 - ・この規格は、感電、危険な操作、絶縁体の試験などの保護といった、アーク溶接装置に対する基本的安全用要求事項は規定していない。
 - ・この規格に規定する全ての試験を型式試験として実施し、かつ、それぞれの要求事項を満たすアーク溶接装置だけが、この規格に規定する電磁両立性を満たすとみなす。
- ・電気用品名：アーク溶接機
- ・主な改正内容：新設

18 J61242 (2019)

- ・採用する JIS：JIS C 8284:2019 電気アクセサリー家庭用及びこれに類する用途のケーブルリール
- ・適用範囲：この規格は、定格電圧が単相の場合、50 V を超え 250 V 以下、他の全ての場合、50 V を超え 440 V 以下で、定格電流が 16 A を超えない交流専用のケーブルリールについて規定する。
- ・電気用品名：コードリール
- ・主な改正内容：対応国際規格 IEC 61242 第 1 版 (1995) に対して Amd. No. 1 (2008) 及び

Amd. No. 2 (2015) が発行されたことに伴い、過度の温度に対する保護のないケーブルリールを禁止とし、温度過昇防止装置、電流遮断装置、及び故意に作った弱い部分の構造要求を追加する等の改正を行った。

19 J61386-21 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8461-21:2019 電線管システム—第 21 部 : 剛性 (硬質) 電線管システムの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交流 1 000 V 及び/又は直流 1 500 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線及び/又はケーブルを保護し、管理するための電線管システムのうち、剛性 (硬質) 電線管システム、並びにこのシステムに用いる電線管及び電線管附属品に対する個別要求事項について規定する。
※剛性 (硬質) 電線管とは、特別な処理の有無にかかわらず、曲げることができないか、又は機械力を借りてだけ曲げることができる電線管
- ・電気用品名 : 「金属製の電線管」、「金属製のカップリング」等の金属製電線管類、
「合成樹脂製電線管」、「合成樹脂製等のカップリング」等の合成樹脂製等電線管類
- ・主な改正内容 : 技術基準省令解釈別表第二の将来的な廃止に向けた整合規格の整備のため、解釈別表第二の要求事項を取り込む等の改正を行った。

20 J61386-22 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8461-22:2019 電線管システム—第 22 部 : プライアブル電線管システムの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交流 1 000 V 及び/又は直流 1 500 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線及び/又はケーブルを保護し、管理するための電線管システムのうち、プライアブル電線管システム並びにこのシステムに用いる電線管及び電線管附属品に対する個別要求事項について規定する。
※プライアブル電線管とは、手の適切な力によって曲げることができるが、頻繁な曲げ伸ばしを想定して設計していない電線管
- ・電気用品名 : 「金属製の電線管」、「金属製のカップリング」等の金属製電線管類、
「合成樹脂製電線管」、「合成樹脂製等のカップリング」等の合成樹脂製等電線管類
- ・主な改正内容 : 技術基準省令解釈別表第二の将来的な廃止に向けた整合規格の整備のため、解釈別表第二の要求事項を取り込む等の改正を行った。

21 J61386-23 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8461-23:2019 電線管システム—第 23 部 : フレキシブル電線管システムの個別要求事項
- ・適用範囲 : この規格は、交流 1 000 V 及び/又は直流 1 500 V 以下の電気設備又は通信設備内の絶縁電線及び/又はケーブルを保護し、管理するための電線管システムのうち、フレキシブル電線管システム並びにこのシステムに用いる電線管及び電線管附属品に対する個別要求事項について規定する。
※フレキシブル電線管とは、手の適切な小さい力で曲げることができ、その電線管の寿命期間を通して頻繁な曲げ伸ばしを想定して設計している電線管
- ・電気用品名 : 「金属製の電線管」、「金属製のカップリング」等の金属製電線管類、
「合成樹脂製電線管」、「合成樹脂製等のカップリング」等の合成樹脂製等電線管類
- ・主な改正内容 : 技術基準省令解釈別表第二の将来的な廃止に向けた整合規格の整備のため、解釈別表第二の要求事項を取り込む等の改正を行った。

22 J61558-1 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 61558-1:2019 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらの組合せの安全性—第 1 部 : 通則及び試験
- ・適用範囲 : この規格は, 変圧器, リアクトル, 電源装置及びこれらを組み合わせた製品の電氣的安全性, 熱的安全性, 機械的安全性などの安全側面について規定する。
- ・電気用品名 : 小型単相変圧器、直流電源装置
- ・主な改正内容 : 対応国際規格 IEC 61558-1 第 3 版 (2017) が発行されたことに伴い、継続的に保持する外部エンクロージャ、ハンドル及び同種のもの最高温度値を 48°C に低下させる等の改正を行った。

23 J62619 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8715-2:2019 産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システム—第 2 部 : 安全性要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 据置用途を含む産業用リチウム二次電池の単電池及び電池システムの安全性要求事項について規定する。
- ・電気用品名 : リチウムイオン蓄電池
- ・主な改正内容 : 新設

24 J71001 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 3010:2019 電線及び電気温床線の安全に関する要求事項
- ・適用範囲 : この規格は, 電気設備の部分となり, 又はこれに接続して使用される電線及び電気温床線について規定する。
※この規格の電線及び電気温床線は、「電気設備の技術基準の解釈」第 217 条まで（在来工事）の下で施工するものが該当する。
- ・電気用品名 : ゴム絶縁電線、ケーブル、コード、キャブタイヤケーブル、合成樹脂絶縁電線 等
- ・主な改正内容 : 新設

25 J74001 (2019)

- ・採用する JIS : JIS C 8300:2019 配線器具の安全性
- ・適用範囲 : この規格は, 防爆形及び油入形を除く, 定格電圧が 100~300 V の交流の回路に用いる配線器具について規定する。
※この規格の配線器具は、「電気設備の技術基準の解釈」第 217 条まで（在来工事）の下で施工するものが該当する。
- ・電気用品名 : 中間スイッチ、タイムスイッチ、カットアウトスイッチ、電磁開閉器、漏電遮断機、リモートコントロールリレー、蛍光灯用ソケット、蛍光灯用スターターソケット、延長コードセット、タンブラスイッチ、開閉器等
- ・主な改正内容 : 新設